

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑愛会定款第8条及び第21条の規定に基づき役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、評議員、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(役員会出席報酬)

第3条 役員が各委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長及び常務理事の報酬)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 常務理事の職にある者には、月額50万円の報酬を支給する。
- 3 常務理事の職にある者には、法人の財政事情を考慮し理事会の承認を得て、賞与を支給することができる。
- 4 常務理事には、第3条の規定は適用しない。

(役員報酬)

第5条 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合には、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費とする。

- 3 業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 宿泊費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(役員の手当)

第7条 役員の手当に際しては、別表4により手当金を支給することができる。

(役員の手当・災害)

第8条 役員が疾病、風水害、火災等不時の災害にあった場合には別表4により見舞金を支給することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成16年9月25日から施行する。

この規程は、平成16年12月4日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成17年3月26日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年5月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成27年3月24日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成28年5月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	交 通 費	備 考
理事会出席報酬	20,000円	無支給	
評議員会出席報酬	20,000円	無支給	
評議員選任・解任委員会出席報酬	20,000円	無支給	

別表 2 (第 5 条関係)

名 称	報 酬	交 通 費	備 考
理事長業務報酬等	30,000円	無支給	
理事業務報酬等	20,000円	無支給	
評議員業務報酬等	20,000円	無支給	
監事監査指導報酬等	30,000円	無支給	
評議員選任・解任委員報酬等	20,000円	無支給	

別表 3 (第 6 条関係)

宿 泊 費	日 当	交 通 費	備 考
15,000円	10,000円	実費	
業務上外国等に研修のため出張する場合は、日当2万円を支給する。 ただし、他の団体で負担する場合は支給しない。			

別表 4 (第 7 条及び第 8 条関係)

支 給 基 準	金 額	備 考
役員が業務上で死亡した場合	150,000円 以内	花輪又は生花 を含む。
役員が業務外で死亡した場合	100,000円 以内	花輪又は生花 を含む。
役員が疾病により1週間以上入院した場合、事情を考慮して支給額を決定する。	10,000円～ 30,000円	
役員が風水害、火災等不時の災害にあった場合、事情を考慮して支給することができる。	10,000円～ 30,000円	
役員と同居している親族が死亡した場合 (配偶者、父母、祖父母、子及び子の配偶者)	50,000円 以内	花輪又は生花 を含む。

(注) 1 この表の定めのない事項については、その都度、事情を考慮して理事長が決定し、支給することができる。